



# 小論文

時間 120分

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は11ページである。印刷不鮮明の箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に必ず受験番号を記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

＜資料＞は、清水万由子『記憶』の時代における公害経験継承と歴史実践（藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社、2023年）の一部である。資料を読んで、下記の設問に答えなさい。

(1) 下線部①「こうした困難の意味するところ」とはどういうことか、説明しなさい。  
(1行20字詰め、12行以内)

(2) 下線部②「公害を彼らの『経験』として理解すること」とはどういうことか、「経験化」に即して説明しなさい。  
(1行20字詰め、13行以内)

(3) 下線部③「公害経験を継承する歴史実践」とはどういうことか、説明しなさい。その上で、あなたが知る、未来に向けた公害経験継承の例をあげ、歴史実践の観点から考えを述べなさい。  
(1行20字詰め、30行以内)

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときには、1マス空けること。

## <資料>

清水万由子『『記憶』の時代における公害経験継承と歴史実践』(藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社、2023年)

### 1 公害は過去か？ 現在か？

モノクロ写真に写る薄暗い雲や黒く光る海、あるいは苦痛に顔を歪める人びとの姿。一方で、盆や彼岸に父方の墓所がある三重県四日市市へ行く道すがら、コンビナートにそびえる紅白の煙突から白く立ちのぼる煙(水蒸気)を車の窓から眺めてもいた。いずれにしても、公害に出会い直す前の筆者にとって、それはどこか遠くの方にあるものだった。

日本の公害被害者は訴訟や世論への訴えかけにより補償と公害対策を勝ち取った。その結果、公害対策は資金、人材、組織などの面で制度化・標準化されている。「公害との闘いの結果、公害を克服した日本」。「公害」はそんな過去の物語に追いやられ、公害は局所的で解決済みの問題であるとして、公害対策の緩和を迫る産業界の「まきかえし」にも遭った。

しかし、次々と環境中に放たれる化学物質やテクノロジーによる“新しい”公害ともいえる環境リスクはますます広範に行き渡っており、新興国や途上国で起きている公害は、私たちの日常と深く結びついている。これらは食品公害や薬害と同様に、地域開発のあり方と深く関わっていたいわゆる“古い”公害とは異なる性質も持っている。しかし公害被害者らが、多様な公害・環境問題の被害者が連帯する運動を今も続けているのは、カネミ油症問題や水俣病問題のように、いまだ十分な被害の解明や補償がなされていないものがあり、公害はまだ終わっていないと訴え続けなければ忘却されかねないと考えるからである。そして、より長期的には、公害を生んだ構造がこの社会に根深く残っているということである。

このように、公害は人びとが経験した過去でありながら、現在なおその経験は更新され続けている。また、歴史研究の対象とするには近すぎる過去であるのに、現在の社会の中では風化が危惧される過去でもある。筆者らはこれを「生乾き」の過去と表現した。しかし、公害が乾ききった過去となってしまうと、私たちが生きる現在に食い

込んでくることはない。グローバルに潜在・偏在する新しい公害が続発する社会を、公害を生まない社会にするためには、古い公害を過去の物語に押し込めてはならない。過去・現在・未来の連続性を見だし、また公害に限らず「困難な過去(歴史)」をいかによりよい未来へつないでいくかという幅広い視点に立ち、私たちの実践も更新を続けていく必要がある。これが本論の問題提起である。

## 2 「記憶」の時代へ

1990年代以降、公害発地域で公害資料館を建設する動きが広がっている。2013年には、全国の公害資料館が学び合う公害資料館ネットワークが結成された。

現時点で公害資料館に法的な定義はないが、公害資料館ネットワークは次のように公害資料館を定義している。

公害資料館とは、公害地域で、公害の経験を伝えようとしている施設や団体のことを指します。公害資料館の機能としては、展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れ(フィールドミュージアム)の三分野のどれかを担っており、必ずしもハードとしての建物の有無は問いません。また、運営主体についても国・地方自治体・学校・NPOなどがあり、公立/民間などさまざまな運営形態があります。

公害資料館が設置される経緯はさまざまである。公害裁判の和解の際に設置が決められたもの、被害者/支援者団体やその関係団体が設置したもの、被害者/支援者団体の要望を受けて自治体が設置したもの、大学や自治体の図書館や文書館が寄贈された公害関連資料を保管・整理して所蔵しているものなどがある。展示施設がメインのものもあれば、展示施設を持たないアーカイブズや、現地での研修に力を入れるものもある。公害資料は所蔵資料の一部である場合や、複合型公共施設の一部が公害資料館になっている場合もある。

公害資料はその形態から見ると大きく一次資料と刊行物に分かれる。前者は①新聞・雑誌および記事の切り抜き、②調査報告書などの任意出版物、③学術論文、④それ以外の学術研究資料、⑤行政文書およびその関連資料、⑥裁判関連資料、⑦事業

者・団体およびその職員などが業務等で作成した文書・会議録など、⑧個人のメモ・日記類、⑨写真・映像、⑩各種道具や生活用品・機器などの実用物品類、⑪生物医学標本・環境資料、⑫絵画・工芸品その他の作品、⑬特定の研究者や個人が収集した資料のコレクション、⑭その他、加えて当事者の口述資料もある。前記の定義では「公害の経験を伝えようとしている」という点が公害資料館の要件となっており、その方法と形態はたいへんに多様である。

公害経験を伝えようとするのは、直接には公害資料館の設置者や運営者であるが、そこには被害者の願いが託されている。「二度と自分たちと同じ思いをする人が出ないように」、「自分たちの人生をかけた苦勞がなきものにされないように」という切実な願いである。では、公害経験を受け止めるのは誰か。公立資料館の多くは展示機能が中心で、学校教育での利用が期待されている。とくに小学校五年生の社会科で公害・環境問題が扱われるため、資料館側も教材用副読本を制作するなどして積極的な利用を促している。他方で資料を所蔵する民間資料館やアーカイブズでは大学生や研究者の利用が多い。

公害資料館は公害を知らない世代に向けて公害の経験を伝えようとしているが、公害の経験を伝えること、そしてそれを受け止める継承という営みには困難が伴う。第一に、風化の問題、すなわち加害―被害の実態が時間的・空間的隔絶により忘却されることだ。人びとの認識において、メディア報道や家庭、地域、職場、学校等での話題や活動を通して共通されていたであろう「公害」像は、もはや共有されていない。一見して空は青く、水は澄んでいる。公式に把握される公害病患者の数は減り、街を歩いても公害被害者の存在に気づくことはない。土地に刻まれた公害の痕跡も、工場の移転・閉鎖や再開等徐々に見えなくなっていく。公害がどのような意味を持つ経験なのか、感覚的に理解する人が少なくなっていく。

第二に、公害の経験を伝える側、受け止める側の双方にとっての困難である。公害に限らず、悲惨な出来事や苦痛を伴う体験について語ることは決して容易なことではないし、公害被害を訴え出ることにより差別的な目を向けられることもある。受け止める側もまた、苦痛や怒りを追体験してトラウマの二次受傷に苦しむことがある。ジュリア・ローズは、トラウマを伴う「困難な歴史(difficult history)」を学ぶには、相

応の準備と解説技術を伴う倫理的提示方法が必要であるとしている。

第三に、公害の全体像がとらえづらいことだ。個別の公害事件には固有の背景と経緯があり、なかでも被害の態様は個人のおかれた状況に応じて多様である。被害者の語りを聞いた人はその苦難を思い心を痛めるが、それだけで公害の全体像を把握することは難しい。公害の発生原因の解明には科学的調査が必要となり、それ自体が裁判等で論争になってきたが、裁判で公害防止に十分な知識や教訓が引き出され広く共有されるわけではない。検証のためには加害者側の証言や記録が不可欠であるが、加害者側が継承を目的として彼らの意思決定を裏付ける資料を公開するという例は、まず聞かない。そのようななかで、裁判や運動など“闘い”のために被害経験を語ってきた被害者の語りが支配的になっている状況がある。

公害経験の継承という課題がおかれた時代状況を考えると、こうした困難の意味するところがより明確になるだろう。<sup>①</sup> アジア・太平洋戦争の体験の継承についての議論を参照してみよう。戦争体験がどのように語られてきたかを分析した成田龍一によれば、戦争経験は、「体験」「証言」「記憶」という三つの時代を経て歴史化される。敗戦直後、当事者一人ひとりの視点から固有の戦争「体験」が語られる時代から、研究者らが体験者の「証言」を集めて歴史像の提示を試みる時代、そして戦争体験者が少なくなり、非体験者がメディアや教育を通じた語りによって戦争を追体験し、集会的な「記憶」として戦争を現在の文脈に位置づけるという時代へと移行していく。成田は、「証言」の時代、そして「記憶」の時代には解釈間の葛藤や対立が生じるが、それは非体験者が大半を占めるこの時代において『「事実」はあらかじめ自明のものとして存在するのではなく、語りのなかにたち現れるような多層・多重なものである』からだとする。

“古い”公害の経験は、すでに「記憶」の時代に入り、公害資料館では公害を体験していない世代も公害を語り継ぐ役割を担っている。公害経験を継承する困難は、「生乾き」の過去である公害が、「記憶」の時代にさしかかっているがゆえの課題であると言ってよい。次に、公害資料館が伝えようとしていることについて考えてみたい。

### 3 公害経験継承の方向性

公害資料館は、「二度と公害を繰り返さない」ために存在する。それは被害者の願いであり、すべての人に共有されるべき公共的な価値である。しかし、「公害を繰り返さない」とはどのような状態を意味するのか、またその実現のために何を、どのようにして伝えるかはさまざまだ。公害の語り方は一様ではない。いわゆる四大公害病に関する資料館を例にとってみよう。

水俣市立水俣病資料館は「水俣病の歴史と現状を正しく認識」することを、新潟県立環境と人間のふれあい館は「新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝える」ことを掲げる。水俣病問題が現在も混迷する原因の一つが水俣病の「正しい認識」をめぐる論争(病像論争)であることを思えば、資料館が水俣病の歴史と現場の「正しい認識」を伝えると謳うことは皮肉にも聞こえるが、水俣病や患者への偏見は今なお再生産されており、伝えるべき事実があるというメッセージは重要ではある。問題は、その先に何を考えるかだ。水俣病歴史考証館が求める「水俣病事件の真実と意味」は、水俣病事件を通して根源的な「人間のあり方」を考えることによって明らかになる。さらにその先には、地域社会をどう立て直すかという課題がある。あがのがわ環境学舎は「新潟水俣病問題が続く阿賀野川流域のもやい直しを中心的に担う団体」であり、資料「館」は持たないが、「新潟水俣病に向き合うだけでなく、それを乗り越えたと言えるような流域づくり」を掲げて環境学習ツアーや教材づくりなどに取り組む。300回を超える懇談の場(「ロバダン! [炉端談義]」)で新潟水俣病に対するさまざまな流域住民の思いを引き出し、阿賀野川流域の物語を「光と影」で表現している。新潟水俣病の原因を生んだ旧昭和電工<sup>かのせ</sup>鹿瀬工場(現・新潟昭和株式会社)とも協働して、工場内の排水対策を学ぶ工場見学ツアーや、新潟水俣病の教材づくりも行っており、阿賀野川流域における関係構築の努力を重ねている。

一つの公害事件について、異なる視角と射程をもってアプローチする公害資料館が複数あることで、「記憶」世代の理解は立体的になっていく。異なる公害事件を比べてみることによる発見も多い。公害経験を伝えようとする人びと、それを受け止める人びとがネットワークでつながることの意味は、ここにある。公害資料館ネットワークに加盟しない団体や個人による公害経験の継承活動も存在している。また、宮崎大学

とろく 土呂久歴史民俗資料室、福島県いわき市の原子力災害考証館 furusato の開設(ともに 2020 年)など、新しい動きも出ている。公害という「生乾き」の過去を、一人ひとりの人生や地域社会の来歴の中に位置づけ、血の通った「生きた」過去として語り継ごうとする努力が続いている。

ここまでとくに説明なく使ってきた「公害経験」という言葉についても触れておきたい。「経験」は公害という現象を通時的にとらえようとするときに意味を持つ。成田龍一は戦争「経験」への着目について説明する際、思想史家の藤田省三の議論を引いて、個別に存在する戦争「体験」を、他者にも通ずる戦争「経験」とすることの重要性を指摘している。個人に固有の体験が、境遇の異なる他者の体験や時代状況に対する理解によって照射されることで、その意味するところ(=核心)が明らかになる。成田の議論も踏まえて「出来事への遭遇に対し、それを他者との共通性(一般性)をも意識しながら自らの中に位置付ける行為を『経験化』、他者との共通性よりも個人よっての独自性(私性)に拘って位置付ける行為を『体験化』と区別する福島<sup>ありゆき</sup>在行も、「経験」を社会的なものとして理解している。公害を未来に向けて継承することに意味があるとすれば、公害を経験化する過程、つまり多様な体験に耳を傾け合い、時代状況と個々の体験との関係を、体験者と非体験者がともに考える過程にこそ、意味があるのではないだろうか。

公害が各地で起こった環境汚染による人的被害の総称だとすると、そこに含まれる体験はきわめて多様である。公害資料館でしばしば継承すべきものに掲げられる公害の「教訓」とは何だろうか。公害の歴史的意味を明らかにするのは研究者や歴史家の重要な仕事であり、宮本憲一や小田康徳ら「体験」世代の研究者による公害の歴史化作業は公害の「教訓」を明らかにするうえで重要な意味を持つ。しかし「記憶」の時代にさしかかる今、公害を無数の個人の体験の束として実感を伴って理解できる人は少なくなっており、仮に研究者が示す公害の歴史像の中に一人ひとりの経験が客観的に位置づけられ、「教訓」が示されたとしても、それだけでは公害を乾き切った過去の物語へと追いやることになりかねない。ここでは、過去の公害から学び未来へとつなげていくためには、被害者だけでなく、さまざまな立場で公害問題に関わり、関心を持ち、行動した人びとの語りや彼らが残した資料群から、公害を彼らの「経験」として理解す



ることが重要なのだ。

では、今後来るべき体験者のいない「記憶」の時代に、公害の経験化はどのようにして進められるのか。名前のある語りや資料に触れていくと、もっと知りたい気持ちが問いとともに湧き上がる。これが、「経験化」を進める鍵である。病を抱える被害者はなぜ大きな力と闘いえたのか。原因企業の中で公害を止めるよう努力した人はいなかったのか。被害が出る前から住民は環境の異変に気づいていたのに、なぜ被害を防げなかったのか——。語られない/語りえない「経験」や、現存する資料だけでは迫りきれない「経験」もあるだろう。当事者がいなくなれば永遠に答えが得られない問いもあるに違いない。そんなときには、現代の“新しい”公害や、多様な「困難な歴史」を学ぶことも、公害の「記憶」を紡ぐことにつながるだろう。公害の「記憶」を問い続ける私たちの営みが、次の時代に引き継がれる「経験」となり、公害の「記憶」を構成していくのである。

こうした文脈を踏まえると、公害経験の継承という課題は、近年世界的に関心が集まるパブリック・ヒストリーと軌を一にする。パブリック・ヒストリーは多様な概念と実践を含むが、公害経験の継承との関連では、「パブリックの中にある(in the public)歴史を、誰がどのようにして顕在化させるか」という問題提起と実践である点に注目したい。公害資料館が取り組もうとするのは、人びとの中にある公害を経験化する場をつくり、その経験を広く共有することであり、公害をめぐるパブリック・ヒストリーの実践であると言ってよい。パブリック・ヒストリーをパブリックたらしめるのは、歴史を書くこと(history writing)だけでなく、歴史に関わる実践をすること(history doing)である。さらに進んで、「日常実践の中で歴史との関わりを持つ諸行為」としての歴史実践は、過去を未来に生きるものとするために、他者との協働的な実践を通じた「自己と他者との共奏」であるべきなのだ。

#### 4 公害経験の継承に向けた歴史実践

最後に、公害経験を未来に向けて継承するいくつかの歴史実践の試みを紹介しておきたい。公害資料館ネットワークを結成する一つのきっかけに、2009～2011年に実施された「公害地域の『今』を伝えるスタディツアー」(以下、スタディツアー)があっ

た。筆者は新潟、富山、大阪で行われた全3回に参加し、公害経験の継承という課題に改めて出会うことになった。スタディツアーはあおぞら財団(公益財団法人公害地域再生センター)が企画・主催したもので、公害地域の現場で当事者から学ぶ公害・環境教育プログラム開発の一環として、公害教育のESD(持続可能な開発のための教育)化を目指して取り組まれた。公募に対して全国から集まった参加者は教員志望の大学生・大学院生や現役の学校教員、環境NPO関係者などで、事前学習として基本文献を講読のうえ勉強会に参加し、現地へ赴いて2泊3日の合宿形式で、数人ずつのグループに分かれて公害関係者にヒアリングを行った。公害に関わるさまざまな立場の当事者に直接話を聞き、時に参加者からの問いかけに答えてもらう。教科書で習った公害とはまったく異なる多面的で複雑な「生の声」をどう受け止めたらいのか戸惑いながらも、最終日の発表会ではグループの提言を行う。ここにはヒアリングに応じてくれた方々も参加する。

この提言をつくる過程で一方向的に教えられるのではない学びを体験したことは、筆者が公害経験の継承について考える契機となった。ひととおりヒアリングを終えた後、発表会の前夜は夜通しの話し合いだ。「提言」に至るまでに吐露される疑問、共感、つぶやき……。人生をかけて闘い抜いてきた人たちを前に、提言などできるのだろうかという不安を必死で押し返しなが、スタディツアーでの経験が自分の人生にはどのような意味を持つのか、それを自前の言葉で宣言する責任があるように感じていた。しかも、異なる背景を持ったメンバーが共同で発表するのだから、独りよがりな宣言であってはならない。今振り返れば、公害という「困難な歴史」の経験を継承する一人としての主体性を得ようともがいていたのだろうと思う。

歴史実践は、語り手をも揺り動かす。スタディツアーを企画した林美帆は、「公害を知らない世代への『教育』という目的によって、それまで硬直化していた当事者たちの関係に風穴が空き、お互いが語り合わなかったことが語られた」と述べている。また、公害学習の場が「自己と他者との共奏」になるとは限らないことを経験的に知る当事者は、「ここ(清流会館)に来る人は、一方向的に話を聞いて帰るだけだった……受入に対しては懐疑的だったが受け入れてよかった」と講評した。スタディツアーによって伝える側と受け取る側の間に信頼が生まれ、体験者と非体験者の間の圧倒的な非対称性が変化したことが、その後の公害資料館ネットワークの結成にもつながった。

もう一つの事例は、公害地域におけるまちづくりである。前述のあおぞら財団は、大阪市西淀川区の大気汚染公害患者らが公害裁判の和解金の一部を原資として1996年に設立した。設立趣意書には「公害地域の再生は、たんに自然環境面での再生・創造・保全にとどまらず、住民の健康の回復・増進、経済優先型の開発によって損なわれたコミュニティ機能の回復・育成、行政・企業・住民の信頼・協働関係(パートナーシップ)の再構築などによって実現される」とある。除本理史<sup>よけもとまさふみ</sup>によれば、こうした射程を持つ「環境再生のまちづくり」を提起したのは「西淀川が最初」であると考えられ、公害被害者運動が持つ「公共性」の自覚が被害者たちをまちづくりへと向かわせたという。「まきかえし」の動きの中で、公害反対運動は「地域エゴ」などとの批判を受ける一方で、1960年代末から道路、空港、新幹線などのインフラや、電源・水資源開発のためのダム建設、大規模干拓などの公共事業による公害の反対運動および訴訟へと展開した。これらは、政府＝公共とは異なる公共性のあり方を、反公害の「公共性」から示そうとする動きと見ることができる。このような流れのなかで生まれたあおぞら財団の存在は、公害被害者による公害との闘いが、公害経験の継承を含む次の段階へと進もうとしたことを意味している。つまり、公害反対運動の「公共性」が問われる文脈の中に自分たちの運動を位置づけ直し、公害との闘いを地域再生の原動力として地域社会の新しい未来を創ろうとしたのである。

しかし、公害裁判が終結した直後に始められた歴史実践は、決して理想どおりのものではなかった。20年近い裁判の間に汚染は改善傾向にあったが、公害は「生乾き」どころではなく、地域にとって生傷そのものであった。公害地域再生という課題には、公害の経験に含まれる社会批判と、まちづくりに求められる社会建設の間の深い溝が依然としてあり、被害者運動と自治体や地縁団体には緊張関係があった。理念が先行すると地域住民から反発を受けるなど、「財団と地域の関係は非常に難しいものがあった」という。

筆者の見るところでは、あおぞら財団の設立から10年が経過した2000年代半ば以降、財団の活動は変化していく。活動テーマが広がっただけでなく、被害者運動から引き継いだ人脈とは異なる新たな協力者を求めて職員が地域の中に入り込み、地域住民とともに地域の課題に取り組む事業が増えていった。以前は難しかった自治体や地縁団体との協働も実現し、2018年から西淀川区まちづくりセンターの運営を複数団

体による共同事業体で受託し、地域活動を支援する立場に立つに至っている。

こうしたあおぞら財団のまちづくり運動を、公害経験を継承する歴史実践として見てみたい。前述のスタディツアーや公害資料館<sup>③</sup>の活動のように、公害そのものについて伝える活動もある一方で、一見して公害を想起させない活動も少なくない。しかし、あおぞら財団が取り組む事業はすべて、「患者さんがそれを望むか？」という問いによって統御されている。直接的に公害患者と話したことがなくとも、あおぞら財団が保存してきた資料や、財団の活動、そして財団が生まれた経緯から、「患者さんの望み」を想像することはできるし、そうするしかない時はやがて来る。あおぞら財団の活動が今後、変化していったとしても、公害を繰り返さない社会にしてほしいという公害患者の願いがまちづくり運動の原動力であることは変わらない。

「記憶」の時代における公害経験の継承は、伝える側から受け取る側への一方向的な伝達、伝承ではない。多様な関心を持って公害の核心に迫り、現在の社会課題との共通性を見いだすことで、体験したことのない公害を、自らの経験とすることだ。公害経験継承の実践を推し進める主体があることは、この社会の財産である。

(問題作成の都合上、本文の一部を省略した。また、本文の表記の一部を改変した。)

令和6年度 行政政策学類  
一般選抜 後期日程

「小論文」

問題訂正

問題訂正

4ページ 19行目

(誤) 共通されて

(正) 共有されて

7ページ 13行目

(誤) 『体験化』と区別する

(正) 『体験化』と区別する

# 令和6年度入学試験 小論文「出題意図」

## (入試情報公開用)

### 行政政策学類 一般選抜 後期日程

本問は、清水万由子「『記憶』の時代における公害経験継承と歴史実践」（藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社、2023年）の一部を資料として用い、読解力や要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において、筆者は、公害が過去の物語に追いやられ、訴え続けなければ忘却されかねない状況や、こうした状況下での公害経験継承の困難と課題を述べた上で、公害資料館による公害経験継承のいくつかの実践を紹介している。「記憶」の時代の公害経験継承において、公害資料館が公害を生まない社会に向けて取り組もうとしている公害を経験化する場づくりや、その経験を広く共有するパブリックな歴史実践について論じている。

設問(1)は、社会の中で公害の風化が危惧される状況において、公害経験を継承する困難についての筆者の捉え方を説明させるもので、読解力と要約力をみるものである。

設問(2)は、公害を過去の物語へと追いやらないために、公害経験継承における公害の「経験化」について筆者がどのように捉えているかを説明させるもので、読解力と要約力をみるものである。

設問(3)は、資料の中でキーワードとされる「歴史実践」を説明した上で、未来に向けた公害経験継承に対する自分の考えを論理的・説得的に文章で記述させることにより、読解力と要約力、論理的思考力と論述力を総合的にみるものである。